

## 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和3年度 第1回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和3年11月17日（水）
開催時間	午後2時00分～午後4時00分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙委員名簿のとおり
欠席者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 自己紹介</li> <li>3 合理的配慮の取り組みについて <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 図書館における読書バリアフリーの取り組みについて</li> <li>(2) 拡大読書器の設置について</li> <li>(3) 遠隔手話通訳サービス利用可能窓口の拡大について</li> <li>(4) SNS「障がい者への心づかい」シリーズについて</li> <li>(5) 障害者等用駐車区画の適正利用チラシについて</li> <li>(6) 学校における障がい者理解・啓発授業の実施について</li> </ol> </li> <li>4 障がい者差別の解消について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者差別解消法の改正について</li> <li>(2) 障害者差別解消に関する相談事例について</li> </ol> </li> <li>5 まとめ</li> <li>6 事務連絡</li> </ol>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1回権利擁護部会 次第</li> <li>2 「あだち電子図書館」のご紹介【資料1】</li> <li>3 中央図書館のハンディキャップサービスのご紹介【資料2】</li> <li>4 拡大読書器チラシ【資料3】</li> <li>5 遠隔手話通訳サービス利用可能窓口の拡大について【資料4】</li> <li>6 SNS「障がい者への心づかい」シリーズ【資料5-1～3】</li> <li>7 障害者等用駐車区画適正利用チラシ【資料6】</li> <li>8 障がい者理解・啓発授業実施報告書【資料7】</li> <li>9 障がい者理解・啓発授業教材【資料8】</li> <li>10 障害者差別解消法改正概要【資料9-1・2】</li> </ol>

## 様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

●進行：伊藤事務局員

### 1 開会

○小山委員

新型コロナウイルスの影響で、今年度1回目の権利擁護部会になった。障がい者の権利擁護は、当事者だけでなく、全体で共通の理解を持っていくものであり、このような会議は何度やっても足りないくらいであると思うと残念である。本日は多数の事案があるが、ご意見いただき、それに基づいて今後の施策を進めて参りたい。

### 2 自己紹介

○伊藤事務局員

新たに就任した方もいるため、各委員の皆様より所属と最近の活動状況を含め、自己紹介をお願いする。

○山本部会長

今年4月に権利擁護センターあだちに着任した。権利擁護センターあだちは、主に地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の相談や手続きの支援を行っている。

○片山委員

民生・児童委員と合わせて、保護司、今年4月からは梅田通町会の会長もやっている。権利擁護部会は、昨年から引き続き委員をしているが、非常に重要な部会であると考えている。少しでもお役に立てるように、皆様と一緒に取り組んで参りたい。

○田中委員

東京法務局に委嘱されて人権擁護委員をやっており、足立地区には17人の人権擁護委員がいる。足立区役所北館2階で、第2火曜日に面接を行っていたが、新型コロナウイルスの影響で行えていない状況である。法務局では、電話で相談を受けており、最近ではコロナ禍での差別、インターネットによる誹謗中傷の相談が多いと感じる。

○佐藤委員

江黒会長に代わり、7月に足立区手をつなぐ親の会の会長に就任した。足立区手をつなぐ親の会は、幼児から高齢までの知的障がい者の親の会である。新型コロナウイルスの影響で、昨年に引き続き行事が行えていないが、委員会は1か月に1回開催できないかと考えている。

○鈴木委員

足立区肢体不自由児者父母の会の会員のお子さんは、中学1年生から65歳以上と幅広く所属している。新型コロナウイルスの影響で、去年は定期総会を書面で行ったが、今年は役員のみと人数を制限して実施し、8月以外は役員会を月1回開催している。全国肢体不自由児者父母の会連合会が今年創立60周年を迎えるということで、9月に全国大会東京大会が行われたが、コロナ禍のため初めてオンライン併用で開催された。普段は子どもを預け会場に向くことが出来ない会員も多いが、今回はパソコンや携帯電話で参加できたため、足立区から20名が参加した。

○吉田委員

花畑共同作業所は、利用者の方が総勢28名の小さな作業所ですが、生活介護と就労継続支援の2つの多機能型の事業所である。昨年、緊急事態宣言が出ていた頃は、印刷事業や焼き菓子の注文が無くなってしまい、仕事がほぼ0に近い状態であった。今は、焼き菓子で7割の売り上げが戻ってきており、軽作業に関しては毎日複数の業者から依頼をいただくようになった。

○岡本委員

あだちの里は、主に知的障がい者の方を対象にした入所施設、通所施設、グループホーム事業を平成8年の設立以来続けている。希望の苑は、区内唯一の知的障がい者の方を対象の入所施設で、日中は生活介護と自立訓練事業も行っている。ショートステイや、区との連携で緊急保護も行っている。新型コロナウイルスの影響で活動を制限しており、面会・外泊・ショートステイも行わないとしていたが、このところの状況で緩和しつつある。

○山崎委員

精神障害者家族会というものはいくつかあるが、親の高齢化に伴って、家族会自体が少なくなってきた。自分だけで戦っているような方たちが、家族会で力を得られるように発信をしていきたい。また、障がい者本人も自分自身に対して、偏見みたいなものを持っていたりするので、「このままでいいんだよ」ということを発信できるようにしていきたい。新型コロナウイルスの影響で、区で行

っているところの健康フェスティバルなど、同様のイベントが開催されず、工賃や啓発活動に影響が出ている。

#### ○成田委員

ピアサポーターのピアというのが仲間、サポートが補助をするということ。同じ障がい者同士で悩みの相談や支援を行っている。現在、竹の塚にあるふれんどりいさんで、毎月第一土曜日午後2時から4時まで電話相談を受けている。コロナ禍以前は、病院に赴いて、退院間近の患者さんと一緒に買い物をしたり、悩みの相談を受けていた。

#### ○小杉委員

成仁相談支援事業所というのは、成仁病院の中にある計画相談事業所である。精神科病院の場合は、施設が閉鎖的になりやすいので、支援をする側と受ける側でパワーバランスの差が出やすいため、精神保健福祉法の処遇改善請求というものはあるが、私達自身でしっかり議論がなされているかを点検していかななくてはいけない。支援者側に虐待の自覚がない場合や、逆に精神障がいのある方が、虐待を受けているのに虐待を受けていることに気づかない場合もあるので、SOSを出せない方々の声を拾うのも最近のテーマとして取り組み始めている。

法人全体としては、職員衛生委員会の取り組みで、患者さんへのアンケートや、自己チェックシートや他者チェックシートを使用して正しく支援を行えているかを確認している。当然、虐待は絶対に起こさないというのが基本だが、権利擁護だけに走るとテーマが重くなってしまうので、アンケート結果を集計して、良い評価の職員を表彰していこうという取り組みも始めた。当事者の声をしっかり拾うのが大事だと思うので、ピアサポート事業もスタートしていきたい。障がい者雇用も進めているが、それがピアサポートとして機能しているかと言えば、まだまだなので、その部分を活用していこうかと考えている。

#### ○西澤委員

ハローワークの権利擁護に関する取り組みとして、専門援助第二部門では、障がいのある方への職業紹介や、職場での差別や合理的配慮についての相談を受け付けている。受け付けた内容に関しては、関連する企業を管轄するハローワークの雇用指導部門の雇用指導官を中心にして、企業に対して調査を行い、

指導や助言を行っている。寄せられる相談としては、障がい者が理由で正社員に登用してもらえない、障がい者に対する配慮が少なく、障がいの内容について他の職員の前で大きな声で話されてしまったという事案などがあり、企業に対しては直接の指導を行うとともに、指導内容が定着できるかの相談を行っている。

また、賃金の問題や職場での差別は、雇用環境均等部や労働基準監督署とも連携して対応している。

本業の職業紹介の方について、障がい者の方に関しては、窓口での相談がコロナ禍以前のように戻ってきている。求人に関しても、販売や運送関連などはコロナ禍以前より増えている。しかし、足立管内で大きな雇用の受け皿となっているサービス関連、宿泊施設の清掃、飲食業があまり回復しておらず、厳しい状況である。ただ、いつまでも自粛だけをしていると就職に結びつかないので、小さな面接会や就職ガイダンスを再開して、少しずつ元の事業を始められるように取り組んでいる。

#### ○田口委員

先ほどお話にあったところの健康フェスティバルの事務局も担当しており、精神障がい者の方々の自立した生活を地域でどのように支えていくのか、様々な社会福祉団体や事業者と共に取り組んでいる。千住保健センター長も兼任しており、権利擁護センターは千住保健センターと同じ建物ということもあるので、色々な所と情報共有して権利擁護に取り組んでいきたい。

#### ●進行：伊藤事務局員→山本部長

### 3 合理的配慮の取り組みについて

各議事について説明させていただく。本日は中央図書館より、資料選定係の島澤係長と、図書案内係の小澤係長に出席いただいている。足立区では、あだち電子図書館をオープンするなど、読書バリアフリーの取り組みを進めており、議事としてご紹介する。

#### (1) 図書館における読書バリアフリーの取り組みについて

##### ○中央図書館資料選定係 島澤係長

中央図書館におけるサービスで、今年7月にインターネット上で本が読める「あだち電子図書館」というものをオープンした。これ

は手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォンで電子書籍が読めるサービスである。通常の書籍もあるが、通常とは異なって「音の出る本」や「動く絵本」のほか、音声読み上げに対応した書籍も用意している。

対象者は、足立区在住で足立区立図書館の個人貸出カードをお持ちの方である。貸し出しは1人2冊を2週間までで、予約も2冊までできる。利用の際は、紙の本と違って、パソコンやタブレットなどの電子上で貸し出しや返却が可能である。貸し出し期間が過ぎると自動的に返却となるので、延滞することもない。利用するには事前登録が必要で、図書館ホームページから利用登録の申し込み専用フォームに入力していただいた後、中央図書館からご本人様に初期パスワードを送信する。初期パスワードと利用者IDの2つが揃うと、あだち電子図書館の利用が開始できる。利用者IDは、貸し出しカード番号と同じである。

令和3年度は2,000冊でスタートしており、紙の本に比べたら少ないが、あらゆるジャンルから少しずつ選ぶよりは、思い切ってターゲットをしばり、子ども、子育て世代向けの本を選出した。一般向けの本もあるので、ぜひご利用いただきたい。【資料1】

#### ○中央図書館図書案内係 小澤係長

中央図書館では、足立区読書活動推進計画に基づき、障がいの有無にかかわらず読書を楽しんでいただけるよう各種ハンディキャップサービスを実施しており、今回は主なサービス2つをご紹介します。

1つ目が図書資料宅配サービスで、対象となる方は、活字を読むことが困難な方と、図書館への来館が困難な方である。

まず、活字を読むのが困難な方というのは、足立区にお住まいの方で、視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方、または点字や音ではない墨字のままでは図書の利用が困難な方である。こちらについては、利用できる資料が録音図書と点字図書、それと合わせてプレクストークという録音図書再生機の貸し出しも行っている。登録方法は、中央図書館までご来館いただくか、郵便や電話で申請していただければ、郵送にてやり取りを行ったうえで、手続きが可能である。そして、登録手続き完了後に、電話・手紙・FAXにて本のタイトルや著者などを伝えていただければ、ご自宅に配送する。

次に、図書館への来館が困難な方というのは、足立区にお住まいで、身体障害者手帳を

お持ちの方で両下肢、体幹、移動機能に係る障がいで1～2級の方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能に係る障がいで1～3級の方、愛の手帳をお持ちで区分が1～2度の方、または介護保険被保険者証をお持ちで区分が要介護5の方が対象である。先ほどは目に不自由がある方でしたが、こちらはお体に不自由があり、図書館に来館することが難しい方である。サービスが利用できる資料につきましては、足立区立図書館が所蔵する図書・雑誌である。登録方法は、来館していただいて、宅配サービス利用申請書に必要事項をご記入いただき、身体の障がいなどを証明する書類等の写しを提示するか、または郵送やFAXで手続きも可能である。

実績としては、貸し出し冊数が令和元年度150冊で令和2年度218冊、貸し出し回数が令和元年度52回で令和2年度81回となっており、どちらも増加している。

次に音声読書器だが、今年7月20日より音声読書器の利用サービスを開始した。こちらは印刷された文字を音声で読み上げ、読書を楽しんでいただくためのものである。対象の方は、図書資料宅配サービスの活字を読むのが困難な方と同じである。利用できる図書は図書館が所蔵する図書で、利用可能日は毎週火曜日から金曜日、祝日、休館日を除く。利用時間については、午後1時から午後4時の間で最大2時間までである。緊急事態宣言が解除されてから、こちらの問い合わせや利用する方も増えてきている。【資料2】

#### ○山本部長

電子図書館で、今年度はターゲットをしばって2,000タイトルということだが、来年度からはどうなるか。

#### ○島澤係長

来年度については具体的な冊数は決まっていないが、徐々に増やし、皆様のお手元に届くようにしたい。またターゲットに関しても、子育て世代だけでなく、一般向けのものも増やしていきたい。

### (2) 拡大読書器の設置について

#### ○伊藤事務局員

拡大読書器というのは、画面をタッチして、スマホの画面のように拡大・縮小の操作ができるようになっている。また、視覚障がい者の障がいの特性に応じて、拡大率や色を変え

ることができる。これによって、窓口の申請書など、書類の字を拡大して見ることができる。また、専用のスタンドを取り付けることによって、この下に申請書を置いて、拡大した文字を見ながら、申請書を書くことができる。この機器自体は、日常生活用具助成制度の対象で、視覚障がい者の方に支給できる品物である。今年7月に区役所本庁舎の障がい福祉課と各援護係の窓口を設置している。区役所内で他の部署が必要とする際は、貸し出しを行うこともできる。【資料3】

### (3) 遠隔手話通訳サービス利用可能窓口の拡大について

○伊藤事務局員

手話が必要な聴覚障がい者の方が窓口に行らっしゃった場合、手話通訳者がいればその場で通訳できるが、その場にはいない時にタブレット端末のテレビ電話を使って、コールセンターにいる手話通訳者とテレビ電話をつなぎ、お客様の手話を職員に言葉で伝え、職員が言葉で話した内容を手話でお客様に説明するものである。

昨年度から既に障がい福祉課の窓口および福祉事務所で利用していたが、令和3年10月1日より、導入した窓口が増え、本庁舎の総合案内、課税課、納税課、戸籍住民課、高齢医療年金課、国民健康保険課、学務課に新たに導入している。区民事務所でもこのサービスが利用できるようになっていて、手話だけではなく、外国語の通訳をする機能もある。

【資料4】

### (4) SNS「障がい者への心づかい」シリーズについて

### (5) 障害者等用駐車区画の適正利用チラシについて

○伊藤事務局員

今年度SNSで情報発信したもので、一つ目が補助犬についての内容である。昨年度の権利擁護部会の第2回目で、視覚障がいの当事者の方、盲導犬ユーザーの方にもお越しいただき、話を伺った。そこで、入店拒否された経験や、視覚障がい者の方に対する声掛けの方法など、お話いただいた内容をふまえて作成した。5月22日が補助犬の日のため、その日を選んで発信した。

2つ目に、障がい者の駐車場利用のことに、8月9日のパークの日に合わせて発信した。車いす用の駐車場に、そこが必要で

ない人が停めてしまうと、必要な方が停められなくなってしまう。区民の声にもお声をいただいたので周知のために情報発信した。資料6の「駐車場必要な人のために空けておこう」というチラシも、情報発信に合わせて区民事務所に置いた。このチラシは埼玉、千葉、東京、神奈川で連携して行っているもので、国土交通省では同じくチラシやポスターを、ショッピングセンター、百貨店や高速道路にも掲示している。

最後に、マスク着用のコロナ禍における配慮について、色々なご事情でマスクをつけられない方がいるが、マスクをつけないために入店を断られたというお電話をいただいたことから、情報発信を行った。【資料5・6】

○佐藤委員

SNS「障がい者への心づかい」シリーズというのを知らなかったのだが、どのように発信されているのか。

○伊藤事務局員

こちらは足立区の公式フェイスブックで情報発信をしている。

○山本部長

遠隔手話サービスについて、このサービスをお客様が窓口で利用する際、申請が必要なのか。

○伊藤事務局員

申請は必要なく、職員がお伺いをして、手話を希望する方について利用する。筆談を希望される方については、筆談で対応している。

### (6) 学校における障がい者理解・啓発授業の実施について

○二見事務局員

本題に入る前に、先ほどのフェイスブックでの情報発信は、日々ネタ探しをしている。ぜひ、このような情報発信をというものがあれば、障がい福祉課障がい施策推進担当までお寄せいただきたい。

障がい者理解・啓発のための取り組みは、小学校や中学校に出向いて、私たちが授業を行ったり、必要な学習資材を提供するもので、子どもの頃から障がいへの理解を深めてもらうために、かねてより取り組んでいた。しかし、昨年度はコロナウイルスの影響で、学校が臨時休校になり、授業が思うように進まず、

1校も実施できなかった。

その状況で、今年度は6月7日に区立東綾瀬中学校で授業ができたので、その報告をする。現在、学校では非常にITの導入が進んでおり、生徒にはそれぞれの教室でモニターを見てもらい、私は別の部屋でZOOMを使って授業を行い、全校生徒を対象にWEB授業を行った。内容としては、区で購入した社会教育DVD「障害のある子 障害のない子～ちがいを認めて助け合おう～」という30分程度のものを視聴してもらい、啓発授業として「ともに生きる社会をめざして」というスライドを使って授業を行った。

内容については、障がいに対する理解を深めてもらうため、障がい者が決して特別な存在ではないが支援は必要であること、障がいのある人が足立区にどのくらい住んでいるか、ユニバーサルデザインの商品の紹介などである。授業の感想について、学年が上がると理解の具合も変わってくるという印象である。

一部をご紹介しますと、1年生で「人は皆違うものなので、個性を認め合い、差別の無い世界にしていきたいと思いました。この授業を通して障がいへの考えが深まりました。」「身近なところにも障害者のひとのために工夫がしてあり小さなことでも障害者の役に立っていてすごいと思いました。これから、障害者の人も障害のない人といっしょに仕事や生活できる社会になったらいいなと思いました。」

2年生で「障害がある人にばかり気づかうのではなく、障害のある人もない人も、ふつうに、公平に暮らせる世の中にすることが大切なんだと思いました。また、障害がある人を認めて、自分にできることを行うということをしていきたいと考えました。」「1人1人個性があって考え方が違うし、障がいなどがあっても1人1人同じく権利があることを再確認できた。障がいのある人でも、障がいのない人と同じ風にいきていけることがわかった。ノーマライゼーションという言葉を知った。ユニバーサルデザインは障がいがある人もない人も便利になることがわかった。障がいのある人も、ない人も同じように暮らしていけるのはすごくいいなと思ったので実現できたらいいなと思う。」

3年生で「障がいとは目に見えてわかるものとそうでないものがあるとわかりました。私が小学校の頃行っていた児童館には聴覚障がいを持っている子がいて、よく遊んでいたので話せたらいいなと思ったので手話を覚え

た記憶があるのですが、すごく難しかったので、障がいをもっている本人も周りの人もすごいなと思った事を思い出しました。今日の授業で改めて感じる事が多く自分が思っているより色々な人がたくさんいるなど感じました。今日のことをうまく生かしていきたいと思いました。」「「障がい」と言っても色々なものがあるのがわかりました。視覚、聴覚、精神、肢体などの障がいがあるのは知っていたけれど、内部障がいは知りませんでした。登校しているときに、たまに知的障がい者の人に会うことがあります。障がいだから仕方ないと思うのですが、やはり少し嫌悪感を持ってしまいます。でも、受け入れられるように努力したいです。」という非常に正直な感想もあった。

最後に「私は保育園の時に、近くの障がい者学校との交流があつて、障がいについて教えてもらうことがありましたが、今日の授業であらためて知ることができてよかったと思いました。見た目では分からなくても、障がい者かもしれないという意識を持って話しかけようと思いました。今日の授業を受けて、障がいを持っている人だけでなく、困っている人に積極的に声をかけようと思いました。障がいについて、小さい頃から教えれば、みんなが正しい知識を身に付けることができるんじゃないかなと思いました。」という感想をいただいた。今後、よりたくさん学校の拡大し、障がい福祉課として積極的に取り組みたい。【資料8】

#### ○片山委員

今話を聞いて、この前の第九中学校で開かれた学校づくり協議会で、道徳の時間に研究発表をしていて、ドラえもんの話で、しずかちゃんの犬が死んで、ドラえもんは頼んで生き返らせてもらうというもの。その話に対して、生徒たちが生と死に対して真剣に学んでいた。それを見て、自分が子供の頃よりしっかり考えているなと思った。先ほどの障がいに対する意見を聞いて、そのことを思い出した。

死や障がいといったようなテーマで真剣に子どもの頃から話し合うというのは、その子どもたちが大きくなった時生きていくうえで非常に重要な部分になってくるなと感じる。貴重なお話ありがとうございます。

#### ○山本部長

重いテーマではありますが、色んな学校に広めていけたら、より理解が深まると思う。

#### ○山崎委員

生徒の感想に「障がいについて、小さい頃から教えれば、みんなが正しい知識を身に付けることができるんじゃないか。」というのがありました。私自身の経験で、思春期になって急に難しい、そうなる前に知識があれば、どんなに楽だったろうか、スムーズに治療ができたろうかと考える。学校の中でも知ることができたらと、ずっと思っていたので、この取り組みは素晴らしいと思うが、足立区でこの取り組みを始めたのは何年頃からか。

#### ○二見事務局員

私が仕事をしている範囲では、20年くらい前から、お声をかけていただいて出向くという形であった。ただ、しっかりとしたプログラムがあるわけではなく、学校からのオーダーでやるが多かった。今回は、教材を作ったのと、DVDを購入したこと、「こういう視点でこの教材を使って授業をして欲しい」という先生向けのマニュアルのようなものも区内の学校にお送りした。私達が行かなくても学校で授業をしていただければと思い、DVDの貸し出しをしている。それから、時間が限られているので個々の障がいについては細かく触れることはできなかったが、各障がいについての特徴や、サポート時の注意点などが記載されたパンフレットを全校生徒に配布しており、更に理解を深めていただくようお願いをしてきた。

#### ○山本部長

学校というキーワードが出ましたが、田中委員が校長先生であったということでお話をお伺いしたい。

#### ○田中委員

かつて足立区の小学校の校長を務めていた関係で、人権擁護委員を引き受けている。小学校中学校では道徳の授業を使って、人権教室というものを行っているところがある。道徳授業地区公開講座というもので、広く保護者や地域に公開しているが、昨年今年なかなか公開ができなかった。今年は9月の初めの2週間が休校になったということで、9月の後半から現在までに4校、中学校は希望がない状況である。

人権擁護委員は東京都の人権10課題というのがあり、本部の方でDVDや教材を作成していて、それに基づいて人権擁護委員も勉強会を開催し、なるべく同じ助言をできるように取り組んでいる。

障がい者の教育については、今年はオリンピックパラリンピックがありまして、パラリンピックに出場される方または目指して頑張っている方のスポーツを中心に、子どもたちに実際体験してもらおうという取り組みがあった。私が見た中では車いすバスケットボール、ボッチャの方達が来てくださったのですが、子どもたちが見た後に実際にやってみることでいかに素晴らしく、また自分たちがいかにできないのかということを経験し、良い経験になったと思う。小学生はパラリンピックが観戦できるはずだったが、新型コロナウイルスの影響で観戦できなかったのは本当に残念だった。

昨年の部会で見せていただいた補助犬のリーフレットをいただいて学校に持って行ったが、その中で中学3年生が、小学3年生の時にユニバーサルデザインとバリアフリーについて調べたとあった。実際に身の回りにどのようなものがあるか子供たちが調べたりして、どういった経緯でそのようなものが作られるようになったのかという学習をしていた。色々なことを通じて、子どもたちが障がい者に対する理解を深めていけたらいいと思う。

1番大事だなと思うのは、誰かが何かをして欲しいと考えるのではなく、自分だったら何ができるかという視点で子どもたちを教えること。例えば、自転車を停める時に、どこに停めたら人の迷惑にならないかなど、そういった視点を持つのが大事なのではないかと思う。人権擁護委員としてでなくても、子どもたちと触れ合う機会があればそのようなことを伝えている。

#### ○山本部長

啓発というのは、大人になってからではなく、子どもの頃からこのような話を行い、理解していくのが大切だと分かった。貴重なご意見ありがとうございます。

## 4 障がい者差別の解消について

### (1) 障害者差別解消法の改正について

#### ○伊藤事務局員

障害者差別解消法が1番初めに施行されたのが平成28年4月で、施行後3年で見直しを行うということで、国の方で検討が進めら

れてきたが、今年4月に衆議院、5月に参議院で改正法が成立して、今年6月4日に公布がされた。施行期日が公布の日令和3年6月4日から起算して3年を超えない範囲内において、政令で定める日に施行するとなっている。

概要のところでは挙げられているのが、1に国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、2に事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、3に障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化とあるが、1番ポイントとなるのは2番のところ、事業者における合理的配慮というのは、今までの法律では努力義務だったのが義務に変わった。

資料9-2を見ていただくと、障害者差別解消法改正法の施行に向けたスケジュールがあるが、現在、障害者施策委員会で基本方針の改定に向けた議論が行われており、各障害者団体や事業者団体等からヒアリングを行って意見をまとめている状況である。このあたりのことは、障害者施策委員会のホームページに掲載されている。令和4年の夏ごろに基本方針の改定に向けた議論の取りまとめということになっていて、その後、基本方針の改定案の作成、パブリック・コメント、基本方針の改定、その後対応指針の改定、そして令和5年度に事業者における体制整備を経て、施行に向かう予定になっている。このあたりは区としても、国の状況を注視しながら対応していきたい。【資料9】

## (2) 障害者差別解消法に関する相談事例について

### ○伊藤事務局員

障害者差別解消に関する相談事例集をご覧ください。こちらは、都で設置している広域支援相談員が対応した相談事例である。本日はこの中から実際の事例をご紹介します、皆様からのご意見や何か情報等ありましたらお願いしたい。

まず、4ページの事例1だが、これは非常によくあるケースだと思うが、飲食店で「車いすはダメ」と言われたというものである。「障害者側は車いすを理由に断られた。事業者は当日、席が埋まっており、大型の車いすだったため、奥の席への案内が難しく、入口付近の席も埋まっていた。入店時にお待ちいただければ案内できることを伝えておらず、その点对応が不適切でだった。結果として、都から事業者へ法令の趣旨等を助言すると

もに、後日、事業者と障害者との間で建設的な対話が行われ、双方の理解をえられた」というのがある。このような事例は過去に区の方にも寄せられたことがあって、その事例も車いすの方で、飲食店もとても狭いところであったので入口付近の席にしかつけない、入口付近の席が埋まっていたので、利用できませんと案内してしまった。こちら、都の対応と同じだが、障害者差別解消法の趣旨をご説明して、お待ちいただくならお待ちいただく、きちんと理由を説明していただくようお願いをした。【相談事例集】

### ○鈴木委員

車いすの子どもを連れている際は、まず入口に段差がないか気になるし、通路が狭いと通れないので遠慮がちになる。入口が狭いとそもそも空いてますかという声かけもせずにあきらめてしまうこともある。

### ○伊藤事務局員

入口の話に関しては、福祉のまちづくり条例というお店を建てる時の基準というものを東京都の定めているものがあり、そこに入口の最低幅の基準というものがある。大型の車いすだと、その幅でも入りづらいとのことで、難しい問題である。

### ○小川事務局員

車いすのお話で、差別とは直接関係ないかもしれないが、先日車いすの方と電車に乗る機会があったのですが、私が職員になったばかりの頃に比べると、JRの駅はどこでもエレベーターがある。しかし、どこから電車に乗るかという、駅員の方はちゃんとお手伝いしますかと言ってくれるが、自分でやりまうと言ってしまうと、どこから乗ろうかという時や、例えば秋葉原駅から総武線に乗る際、車いすが乗るスペースが一番端にあり、そこまで行くと電車乗り遅れてしまうということもある。

配慮はされてきているが、車いすの方が電車でも目的地まで行くというのは、健常者と言われる我々とは違うと実感した。また、改札の出入りも、それなりの手続きが必要になったりするので、便利になってきているが、電車で行く際に解決すべき点というのは、まだまだあると感じる。

### ○山本部長

法律の施行に伴って事業者も義務化される



ということで、合理的配慮が足りないというところ、まだまだ啓発が必要だなと感じる。

#### ○伊藤事務局員

もう一つ事例をご紹介します。事例集42ページの事例15で、医療機関で本人への心無い言葉に傷ついたという知的障がい者の方の事例で、こちらは支援者の方からの声だが、障害特性上どうしても落ち着いて座ってられないが、理解が示されず、医師から心無い言葉をかけられ、傷ついた。事業者側は、本人は幼い頃から通院している方だが、待合室に残された本人が大声を出して走り回り、他の患者さんも怖がっていたので、支援者に注意した。傷ついたのであれば申し訳なかった。これに対して都は事業者に法令の趣旨等を助言し、今後の対応が見直されたという結果である。

これについては、この事例が発生した要因について記載があり、まずはコミュニケーション不足ということで、事業者は障害者本人を非難するつもりはなかったようですが、相談者には十分伝わっていなかったようである。何気ない言葉だと思っても、本人や支援者にとっては、その言葉以上に重く受け止めてしまう場合があるかと思う。また、支援者側としても、本人を一人にする際に、医療機関へ予め一言伝えておくなどの対応をしていたら、やりとりの齟齬は起きなかったかもしれない。

もう一つが、障害への理解不足で、待合室に残された本人が大声を出して走り回ったとのことですが、1人残された本人は不安だったかもしれない。単に怖いというとらえ方ではなく、事業者が、支援者に確認するなどして、知的障害がどのような障害特性なのか、どのような対応を取ればよいのかを理解していれば、対応に困らず、他の患者さんの理解も得られたかもしれない。

そこで、相互理解のためにできることとして、行政機関や事業者側にできることとしては、基本的な障害特性や必要な配慮について理解することであり、知的障害のある方は、言葉による説明などが理解しにくいいため、ゆっくり丁寧にわかりやすいように話し、絵やピクトグラム絵文字を使うなど工夫して伝えることが大切である。また、本人をよく知る支援者にサポートのコツを聞くことも大切である。なお、本人ではなく、支援者のみに話をするという対応は適切ではないので、本人を尊重した対応を行うように注意する。

また、障害者側にできることとして、対話が難しい場合に、支援者へ伝えるということがある。場合によっては、自分のことや障害についてよく知る支援者に、考えや気持ちを代弁してもらうようにする。なお、知的障害のある方の場合、支援者に対してでも、考えや気持ちを伝えることが難しい場合があるかもしれないので、日頃から支援者が、何か困っていないかサポートを心掛けることがとても重要である。この事例は、知的障害の方と医療機関の事例ではあるが、他の障害や事業者でも当てはまることだと思う。【相談事例集】

#### ○成田委員

電車内の優先席付近で起きた事例だが、胸にペースメーカーを入れている方で、優先席付近に向かって、自分はペースメーカーを入れているのだから、携帯やスマホを使うなどということを大声で言っており、優先席に座ってからは携帯電話をしまうなどして、大きなトラブルにはならなかったが、障がい者の方がなかなかしまわない方に対して、手をあげてしまい、他の方とトラブルになる事例があって、そのような場合どういった対応をするのがよかったかなと思うところであり、皆様からご意見いただきたい。

#### ○山本部長

ペースメーカーを入れている方が周りの方に対して、携帯電話をしまうように強い口調でお話されている場面に遭遇した時、どういった対応をするのが望ましいのか。いかがでしょうか。

#### ○二見事務局員

ペースメーカーをご利用の方にご理解いただかなければいけない部分と、ペースメーカーを入れている方に対する配慮の部分の2点がある。現在、医療機関で説明されているのは、ペースメーカーを入れている方の近くで携帯電話を使用しても、すぐに事故につながるようなことは、現在のペースメーカーや携帯電話では起こらないというのが医療機関の考えである。しかし、ペースメーカーの近くで携帯電話が着信などすると悪影響を及ぼす可能性があるということで、最近の車内アナウンスでは、「混んだ車内では携帯電話の使用にご配慮ください」となっている。ただ、先ほどのような場面で当事者にこのようなお話をしても納得いただけないと思うので、や

はり周りの方に配慮していただくしかないのかと思う。

ペースメーカーを入れているのが、ヘルプマークだけでは分かりづらいので、ご自身で書いたものを付けている方も見かける。

ヘルプマークについては、区民の方から、障がいがあるように見えない方がヘルプマークをつけて、席を譲れと言わんばかりの態度であるというような電話もいただく。マークを付けている側にも「配慮が必要な方に必要な配慮をしていただけるよう、互いに思いやりを持って接する」ためのマークであることを理解していただけるよう、私達がしっかりと発信していきたい。

#### ○山本部長

合理的配慮を進めると同時に、障がいの特性への理解もしていかなければならないという事例であった。また、周りの方が配慮をするのと同時に、当事者の方が周囲に伝えられる環境というのも必要で、お互いにコミュニケーションをとって、相互理解を深めていくということがとても重要だと感じる。

#### ○佐藤委員

医療機関の事例だが、息子が重度の知的障がい、どこに行っても騒ぐし、医療機関でもじっとしてられず、それで傷ついてきた経験はたくさんある。病院や電車で騒いでも、直接的にぶつかったりしなければ、大目に見て欲しい。病院で診れないと言われると命に関わるので、しっかりと啓発していただいて、医療をしっかりと受けられるようにしていただきたい。

話は戻るが、障害者差別解消法の改正で、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるということだが、東京都の条例では既に義務化されているので、東京都はあまり変わらないという話を聞いたのだが、法律で義務化となると何か変わるか。

#### ○二見事務局員

法律となると日本全国で統一の対応となる。福祉のまちづくり条例というのがあり、東京都の条例に基づいて事業者をお願いをするが、特に足立区は県境なので、事業者から「本社は埼玉だから関係ないのでは」と言われることもある。その際、都の定める条例と国の定める法律では、重みが違って来る。

今回の障害者差別解消法に関しては、東京都が条例で定めていることについて、あまり

事業者に浸透していないということもある。我々の責任でもあると思うが、法律で定められてきちんと明示されることで、一定の効果はあると考える。ただし、あくまでも合理的配慮であり、事業者側の過度な負担にならない範囲で取り組むということ、利用する障害者側からの申し出に基づいて必要な対応をするというのが、この法律の趣旨である。皆様が街へ出て、こうして欲しいという声をたくさん上げていくことが、街が変わっていくことに大きくつながる。

#### ○鈴木委員

障がいのある子を持つ親としては、日々の生活でいっぱいなので、区として色々な事業を行って、障がいに対する啓発をしていただいていることに、本当に感謝している。また、小中学生で障がいに対する理解者が少しずつでもいいので増えていけばよいと思う。合理的配慮についてですが、親としても冷静に意見を言えるようにしていかなければいけないと感じる。

#### ○二見事務局員

我々もしっかり啓発に取り組んでいかなければならないと日々考えている。先ほど、佐藤委員からもありましたが、医療機関や、今だとコロナウイルスの関係で、ワクチンの注射やマスクの使用についても、区民の方から色々のご意見いただいている。障がいの特性上、マスクをするのが難しいというのを、もっと理解して欲しい。ワクチンの接種についても、知的障がいがあり大人しくできないため、医療機関に断られたという声も寄せられた。医師会の方にしっかりとお願いをするなど、しっかりと発信していく。

## 5 まとめ

#### ○山本部長

本日は、図書館におけるバリアフリーの取り組みをご紹介いただいた。それから、主に区の方での合理的配慮の取り組みということで、次第(2)～(5)で情報発信を含めた取り組みをご説明させていただいた。小さい頃からの啓発が大切だということで、二見事務局員から学校における障がい者理解啓発授業についての報告があった。このような区の取り組みというのは、全ての方が一気に満足できるようなものが整うということではないが、このような場でいただいた委員の皆様か

らのご意見を、取り組みに結び付けていければと思う。最後に事例を2点ほど紹介させていただいて、差別解消に至るために合理的配慮がどの程度必要なのか、または障がい者差別への理解が必要であるのと同時に、障がいのある方から意見を出していただきながら、それを相互に理解していくという取り組みが今後必要なのではないかと思う。自立支援協議会本会議が来年2月に予定されており、本日の内容を報告させていただく。

## **6 事務連絡**

本日の議事録は、案ができ次第、委員の皆様を確認いただく。

今年度の権利擁護部会は、本日で終了となる。今年度の議事の内容について、自立支援協議会本会議の中で報告させていただく。

以上